

## 経営基盤強化への取り組み

## コーポレート・ガバナンス

### 企業統治システムに関する基本的な考え方

持株会社であるみずほフィナンシャルグループの企業統治システムに関する基本的な考え方は次の通りです。

- (1) 監督と経営の分離を徹底し、取締役会が、執行役による職務執行等の経営の監督に最大限専念することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
- (2) 取締役会は、業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
- (3) 〈みずほ〉の経営から独立した社外取締役を中心とした委員会等を活用し、意思決定プロセスの透明性・公正性と経営に対する監督の実効性を確保する。
- (4) 上記(1)～(3)に掲げる事項を実現する企業統治システムを構成する機関等の設計にあたっては、グローバルに展開する金融グループとして、国内法令の遵守はもとより、コーポレート・ガバナンスに関し、グローバルレベルで推奨されている運営・慣行を当社においても積極的に採用する。

### コーポレート・ガバナンス体制

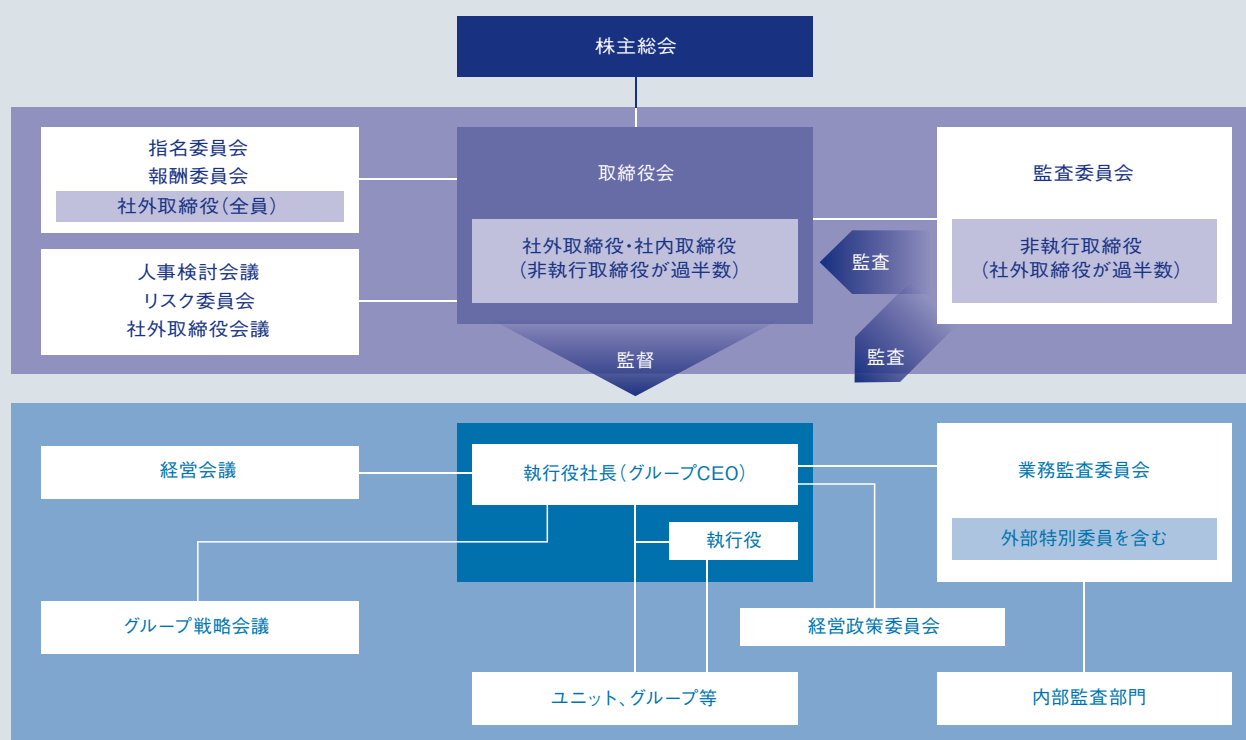
前記の基本的な考え方を実現する制度として、現行の法制下においては、指名委員会等設置会社が最も有効であると考え、当社は指名委員会等設置会社を選択しています。

#### 監督

##### 取締役会

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督を主な役割としています。取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定とスピード感のある企業経営の実現、および取締役会による執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、原則として、当グループの最高経営責任者(グループCEO)である執行役社長に委任することとしています。

#### みずほフィナンシャルグループのコーポレート・ガバナンス体制



経営に対する監督機能という役割を踏まえ、取締役会の過半数を、社外取締役と業務執行者を兼務しない社内取締役（以下、「社内非執行取締役」といい、社外取締役とあわせて「非執行取締役」という）によって構成するほか、社外取締役を6名以上とすることとしています。

#### 取締役会の構成(平成27年6月23日時点)

議長	大田 弘子(社外取締役)
非執行取締役比率	62%(13名中8名)
社外取締役比率	46%(13名中6名)

取締役会議長については、取締役会の経営に対する監督機能という役割を踏まえ、原則として社外取締役とすることとし、現時点では、社外取締役から取締役会議長を選定しています。

社外取締役については、企業経営、リスク管理、法令遵守、危機管理、財務会計、内部統制、マクロ政策、組織・カルチャー改革、グローバル経営等の各分野における高い見識や豊富な経験を有し、〈みずほ〉の経営全体を俯瞰・理解する力、本質的な課題やリスクを把握する力、ならびに経営陣からの聴取および経営陣に対する意見表明や説得を的確に行う力等を有しているほか、全員が当社社外取締役の独立性基準を充足しています。

#### ●運営状況

取締役会は、取締役会議長が中心となって真に必要な議案への絞り込みを行い、経営の根幹に関わる案件について、社外取締役による高い目線での意見・提言を含め、自由闊達で本質的な議論を展開しています。運営上は、論点・課題を明確にした資料作成および取締役会資料の事前配付・説明等の工夫を実施しています。

平成26年度は16回開催し、当グループの平成27年度業務計画等について決議するとともに、取締役が経営全般を俯瞰して把握すること等を目的として、経営戦略の執行状況や業績・重要課題等について報告を受けました。

#### 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する当社の取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定するとともに、中核子会社(みずほ銀行、みずほ信託銀行、およびみずほ証券の3社)各社の取締役の選任および解任に関する当社における承認、な

らびに中核子会社の代表取締役の選定および解職や役付取締役の選定および解除に関する当社における承認を行います。

#### ●運営状況

指名委員会は、当社および中核子会社の取締役人事等について、委員長指示により執行役社長が原案を策定し、議論を重ねました。その過程においては、人事検討会議(66ページ参照)にて外部評価等の客観的な指標や業務経験に基づく専門性等も踏まえた議論を行ったほか、個別面談や役員による取締役会報告の機会を確保する等の対応を行い、社外取締役を中心とした透明性・客観性の高い役員人事決定プロセスとし、適材適所の人事を確保しています。

平成26年度は7回開催し、当社取締役候補者の決定や中核子会社の取締役選任に関する承認等を行いました。

#### 報酬委員会

報酬委員会は、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核子会社の取締役の個人別の報酬の当社における承認、ならびに当社および中核子会社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の決定を行います。

#### ●運営状況

報酬委員会は、当社の中長期的な業績や、経済や社会の情勢等も踏まえたうえで、役員が果たすべき役割・責任や成果に応じた報酬制度について、委員長指示により執行役社長が原案を策定し、議論を重ねました。社外取締役を中心とした透明性・客観性の高い検討プロセスのもと、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを行いつつ、過度なリスクテイクを抑制する観点から、業績給および業績連動型株式報酬を導入し、各役員の成果をより適切に反映するとともに、変動報酬と固定報酬の適切な構成比率を設定するなど、さまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系としました。

平成26年度は6回開催し、当グループ役員の報酬の決定方針について決議するとともに、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核子会社取締役の個人別の報酬の承認等を行いました。

#### 監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査、当社および子会社の内部統制システムの構築および運用の状況の監視および検証、執行役による子会社等の経営管理に関する職務執行状況の監視および検証、監査報告の作成等を行います。

なお、監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行について、適法性および妥当性の監査を行うとともに、当社および子会社における内部統制システムの構築および運用を前提として、内部監査部門等との実効的な連携を通じて職務を遂行します。また、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査委員は、役員や各部門または子会社の経営レベルの監査を直接実施します。

監査委員会は、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内非執行取締役から1名または2名を常勤の監査委員として選定しています。

### ●運営状況

監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、監査委員会において取締役、執行役、使用人および会計監査人(以下、「取締役等」という)から適時・適切に報告・説明を受けるとともに、必要に応じ指示・提言を行いました。また、常勤の監査委員による執行部門における重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等からの報告徴収、内部監査部門等との連携等を含め、執行部門の意思決定の過程および内容の確認を行うことで、監査委員会としての監査の実効性を確保しています。

平成26年度は14回開催し、監査計画の策定、監査基準等の制定について決議するとともに、取締役および執行役等の職務の執行状況等について確認を行いました。

当社には、これら法定の3委員会のほか、次の委員会等を設置しています。

### 人事検討会議

執行役社長および指名委員会・報酬委員会の委員である社外取締役により構成され、主に、当社の執行役・役付執行役員や中核子会社の役付執行役員の選任案の審議、役員アセスメント等を行う審議機関として、人事検討会議を設置しています。

### リスク委員会

原則として、全員非執行取締役または外部専門家により構成され、主に、取締役会によるリスクガバナンスに関する決定および遂行状況の監督に際し助言を行う諮問機関として、リスク委員会を設置しています。

### 社外取締役会議

社外取締役全員および執行役社長により構成され、社外取締役の〈みずほ〉に対する理解を深め、取締役間のコミュニケーションを通じた経営トップの問題意識の共有等を目的としたフリーディスカッションの場として、社外取締役会議を設置しています。

### 業務執行

#### 執行役

執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定、および当社の業務執行を担っています。

執行役については、当社の経営者として上記の役割を担う者が選任されるべきとの考え方に基づき、グループCEO、ならびに、原則として、その指揮命令のもとで個別に指示された範囲でユニット長、グループ長または内部監査部門長に対

法定3委員会の構成(平成27年6月23日時点)

社外:社外取締役 非執行:社内非執行取締役

	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
委員長	社外 大橋 光夫	社外 甲斐中 辰夫	非執行 高橋 秀行
委員	社外 川村 隆	社外 関 哲夫	社外 関 哲夫
	社外 甲斐中 辰夫	社外 川村 隆	社外 甲斐中 辰夫
	社外 大田 弘子		社外 阿部 紘武
			非執行 船木 信克

して指揮命令権を有する者、ユニット長、グループ長および内部監査部門長を選任することとしています。

執行役社長が、グループCEOとして当社の業務を統括する一方、執行役社長に対する牽制や、意思決定にあたって十分な検討を確保する観点から、指名委員会等設置会社への移行に伴い業務執行の決定の委任がなされた事項の決定にあたっては、原則として、執行役社長の諮問機関である経営会議における審議を行うこととしています(ただし、指名委員会、報酬委員会、人事検討会議等、非執行取締役による十分な牽制下での審議・協議手続きが確保されている事項を除きます)。

なお、経営会議は必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しています。また、経営政策委員会やグループ戦略会議を設置、必要の都度開催し、全社的な諸問題やグループのビジネス戦略上重要な事項について総合的に審議・調整を行っています。

#### 持株会社を中心としたグループ運営体制

当グループは持株会社の強固なグループガバナンスのもとでより迅速かつ一体的なグループ戦略企画推進を行うことを目的として、当社が銀行・信託・証券やその他の事業分野にわたるグループ横断的な戦略・企画の立案・推進を行うグループ運営体制\*としています。グループ横断的なビジネス戦略推進単位として、具体的には、10の「ユニット」を設置しています。

\*グループ運営体制については、特集22ページ参照。

#### 内部監査部門等

当社は、執行役社長傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しています。業務監査委員会は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項および重要報告事項について取締役会に報告しています。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としています。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(現状、弁護士1名、公認会計士1名)が特別委員として参加しています。

当社は、内部監査のための組織として、監査業務部を設置し、取締役会が決定した内部監査の基本方針および内部監

査規程に基づき当社の内部監査を実施するとともに、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理体制を検証することにより、主要グループ会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しています。

当社および主要グループ会社の内部監査の結果については、内部監査部門長が定期的および必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としています。